

# 裁 決 書

審査請求人

審査請求代理人

処 分 庁 和歌山市福祉事務所

平成24年2月23日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

処分庁の審査請求人に対して平成24年1月4日付けで行った保護決定（変更）処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 審査請求の趣旨及び理由

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成24年1月4日付けでした介護扶助の要介護状態等の認定に係る保護決定（変更）処分（以下「本件処分」という。）について、取消しの裁決を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

本件処分により要介護状態等の認定は要介護2から要介護1となったが、  
の主症状で、週3回 受診を行っている状況であり、このままでは十分な介護が受けられなく、本件処分の取り消しを求めたもの

である。

## 第2 処分庁の主張

処分庁が弁明書で主張する内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 認定調査は、要介護認定の具体的な運用方法について定められた要介護認定における「認定調査票記入の手引き」にしたがって行われていること。
- (2) 介護認定審査会の審査判定は、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の一部を改正する省令」にしたがって行われていること。
- (3) 介護認定審査会の運営については、介護認定審査会の審査判定を行う場合の具体的な取扱い方法等について示された「介護認定審査会の運営について」に基づいて行われていること。
- (4) 生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成12年3月31日付社援第825号厚生省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）によると、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）でない要保護者について、法第15条の2第1項の規程による介護扶助（以下「介護扶助」という。）の要否を判定するに当たっては、被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものとされていることから審査会からの判定結果通知を受け当該通知に基づき本件処分を行ったこと。

## 第3 当審査庁が認定した事実

当審査庁が処分庁から提出された弁明書及び関係書類、請求人から提出された反論書、本件処分に係る資料等を審査した結果、認定した事実は次のとおりである。

- (1) 日頃のサービス利用状況については特記事項に記載してあり審査会の段階では当然把握できていますが、記入漏れのため審査会資料の現在のサービスの利用状況に反映されていないことを処分庁は認めていること。
- (2) 調査項目において、特別な医療の状況については特記事項、主治医意見書の記載内容から審査会において把握できるものであるが、          、酸素療法についてはチェック漏れのため審査会資料の特別な医療の状況に反映されていないことを処分庁は認めていること。
- (3) 介護保険の被保険者でない要保護者については、被保険者とそれ以外のものとの間で統一を図る等のため市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行っており、福祉事務所において審査会の弁明はできないとしていること。
- (4) 上記(1)において、日頃のサービス利用状況について特記事項、主治医意見

書の記載内容から審査会において把握しているとされるが、審査会議事録から全く特記事項には触れられていないこと。

- (5) 「移乗」について請求人側は週3回～4回の透析の行きは、自宅ベットから車いす、車いすから介護タクシー、介護タクシーから再び車いす、車いすから病院のベットへの移乗を「見守り」で介護してもらっているとしているが、処分庁は独居で居宅内のベットやトイレの移乗は可能であること及び車の乗降の際の動作等についても介護は必要ないと判断していること。
- (6) 「移動」について、独居で在宅時間が多く占めていることから排泄時に加え移動せざるを得ないという状況で判断をしていること。。
- (7) 「薬の内服」について、請求人は、介助なしで内服ができていることから、調査書において介助されていないに選択されていること。。
- (8) 「介護の抵抗」について、特記事項には有り記載されているが審査会では取り上げて議論されていないこと。
- (9) 「過去14日間に受けた医療」の■■■、酸素療法、■■■の看護、モニター測定のチェック漏れ並びに審査会で特記事項について一切触れないで認定が行われていること。
- (10) 請求人側は、特記事項には全く触れず、十分な審査もしなかったことで介護認定が前回より軽度となり、その判定結果により本件処分が行われたことに対し不当であると主張していること。

#### 第4 本件処分についての鑑定

##### 1 鑑定を行った理由

生活保護制度における請求人は、介護保険制度の被保険者でない生活保護受給者である。

要介護状態等の認定については、局長通知により、介護保険制度の被保険者との統一を図るため、保護の実施機関が市町村に設置される介護認定審査会に判定を委託して行い、その判定結果をもとに介護扶助の要否判定の一環として決定することとされている。

一方、生活保護制度における不服申立制度においては、市町村長が行った処分について法第64条の規程により、要介護状態等の認定の事務を行わない都道府県知事はその審査庁となり、審査し、及び裁決することとされている。

生活保護法に基づく介護扶助に係る審査請求の取扱いについて（平成14年8月29日付社援保発第0829002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によると、上記の裁決を行うに際しては、介護扶助の要否判定の一環として行われた要介護状態等の認定の妥当性の判断が不可欠であるため、行政不服審査法（昭和37年法律第1

60号。以下「行服法」という。)第27条の規定に基づき介護保険審査会に対して鑑定を求めることとなるとされている。

よって、審査庁は平成24年4月19日付けで行服法第27条の規定に基づき、和歌山県介護保険審査会(以下「県審査会」という。)に対して鑑定依頼を行った。

## 2 鑑定の結果

平成24年6月11日付介審本第128号で回答のあった鑑定書の内容はおおむね次のとおりである。

県審査会が平成24年5月15日に専門調査員を請求人宅に派遣し調査を行った結果、請求人が実際の状態と違うと主張する各項目について下記のとおり判断した。

### (1) サービスの利用状況について

①サービスの利用 あり

②調査票への記載 なし

①のサービスについて、処分庁の調査票には、IV特記事項欄に記載されているが、Ⅲ現在受けているサービスの状況欄にチェックされていない。さらに、訪問介護サービス(障害者自立支援サービス)は、調査項目の「介護保険外給付の在宅サービス」欄への記載がされていない。

### (2) 認定調査項目について

①「2-1 移乗」について 介助されていない → 一部介助

②「2-2 移動」について 介助されていない → 介助されていない

③「4-7 介護に抵抗する」について ない → ない

④「5-1 薬の内服」について 介助されていない → 介助されていない

### (3) 過去14日間に受けた医療について 記載もれ

主治医意見書によれば、請求人は、■■■■、酸素療法、■■■■の看護、モニター測定が行われている。これらの医療処置について、処分庁の調査票ではチェックされていないことが認められた。また、処分庁は「特別な医療の状況について特記事項、主治医意見書の記載内容から審査会において把握できる」とされているが、介護認定審査会の議事録では確認できなかった。

以上、当審査会における確認の結果をもとに、再度、一次判定を行ったところ、「要介護2相当」となったとのこと。

### (4) 「介護の手間に係る審査判定」について

続いて、修正後の一次判定結果及び主治医意見書、特記事項の内容をもとに、介護度を重度もしくは軽度に変更する必要があるかどうかを検証したが、特に変更の必要は認められず、「要介護2」が妥当であると判断していること。

以上の点から総合的に判断して、処分庁が請求人に対して平成24年1月4日付けで行った「要介護1」とした処分は妥当とはいえない。

## 第5 当審査庁の判断

当審査庁が認定した事実及び鑑定の結果によると、処分庁の本件処分を行うに当たっての手續には瑕疵はないものの、本件処分の根拠となった認定調査結果と県審査会の専門調査員が行った調査結果には看過できない大きな相違があり、処分庁の本件処分を行うに当たっての判断は不適当なものであると認められるので、改めて要介護状態等の認定を行うことが妥当である。

以上のとおり、請求人の本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成24年 7月 3日

和歌山県知事 仁坂吉伸



### (教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。